

第8章 意匠権の存続期間の変更

1. 改正の必要性

(1) 従来 of 制度

① 意匠権の存続期間

意匠権の存続期間については、意匠法第21条において、「設定の登録の日から二十年」と規定されている。意匠権の存続期間については、昭和34年の現行意匠法制定時に旧法の10年から15年に延長されたが、その後、商品の長寿命化やリバイバル・ブームの到来を受け、デザイン開発を後押しする観点から、平成18年改正によって20年に延長されている。

② 意匠法上の意匠権の存続期間の終期

先述のとおり、意匠権の存続期間は、「設定の登録の日から二十年」と規定されているが（意匠法第21条）、より正確にいうならば、同条は、意匠権の存続期間の終期を定めたものである。すなわち、意匠権が発生するのは「意匠権の設定の登録のあった時」（同法第20条第1項）であり、その意匠権の存続期間は同項の規定による設定の登録の日から起算して20年をもって終了するのである。他方で、特許権の存続期間は、「特許出願の日から二十年」とされている（特許法第67条第1項）。

(2) 改正の必要性

① 意匠権の存続期間の延長

昨今、航空機や自動車といった分野で、製品の意匠について開発段階で意匠登録出願し、時間をかけて改良を重ねた後に製品等を市場に投入することが多くなっている。これらの分野においては、意匠権の存続期間の更

なる延長を求めるニーズが高まっている。また、企業特有のデザインコンセプトの開発を支援し、ブランド価値の向上を促進する観点からは、より長い意匠権の存続期間を設定することが望ましい。特に欧州において、最長25年間の意匠権の存続期間が認められていることを踏まえれば、意匠の存続期間を20年から25年に延長することが、政策的に必要となっている。

② 意匠権の存続期間の終期の起算日の変更

(i) 意匠登録出願と特許出願の変更出願の増加

意匠法上、意匠登録出願及び特許出願は、相互に変更することができる（意匠法第13条第1項及び特許法第46条第2項）が、近年この変更出願が増加してきており、その数が年間約100件から、多い年には約180件に上っている。ユーザーからは、存続期間の終期の起算日が、意匠権では登録時、特許権では出願時と異なっていることに起因して、出願変更によって権利の存続期間が大幅に変更されることは、知的財産権の管理上不便であり、存続期間の終期の起算日を統一してほしいとのニーズが生じている。

また、変更出願が増加する中、特許で出願して先願の地位を確保し、その後に審査を受けながら、査定が出される直前で意匠登録出願に変更した場合、当該出願が意匠として審査されて登録された後から、実際の意匠権としての権利期間が開始されるため、一つの発明（意匠）の保護期間の終期が不当に引き延ばされるおそれが生じている。

(ii) 登録時でなく出願時に統一する理由

特許権の存続期間の終期の起算日は出願時となっているが、これは、特許については意匠とは異なり、出願後に特許庁による実体審査を受けるか否かを判断できる審査請求制度が採られている（特許法第48条の2）ことに起因する。つまり、特許権の存続期間の終期の起算日を登録時とすると、出願人による審査請求の時期や審査官による審査の進捗状況によって存続期間の終期が変動してしまうことから、これは妥当ではないと考えられた

ためである。他方、意匠権については審査請求制度が採られていないことから、存続期間の終期の起算日が登録時となっているが、出願時を存続期間の終期の起算日としても、特段問題は生じない。

上記事情に鑑みれば、意匠権の存続期間について、特許と同様にその起算日を出願時とすることが適切であると考えられる。

2. 改正の概要

意匠権の存続期間を「設定の登録の日から二十年」から「意匠登録出願の日から二十五年」に変更した。

3. 改正条文の解説

◆意匠法第21条

(存続期間)

第二十一条 意匠権（関連意匠の意匠権を除く。）の存続期間は、意匠登録出願の日から二十五年をもつて終了する。

2 関連意匠の意匠権の存続期間は、その基礎意匠の意匠登録出願の日から二十五年をもつて終了する。

第21条第1項を改正し、意匠権の存続期間は、「意匠登録出願の日から二十五年をもつて終了する。」と規定した。

また、関連意匠の意匠権の存続期間については、基礎意匠を基準とすることから、同条第2項を、「関連意匠の意匠権の存続期間は、その基礎意匠の意匠登録出願の日から二十五年をもつて終了する。」と改正した。

なお、基礎意匠の定義等、関連意匠に関する改正の詳細については第6章を参照されたい。

【関連する改正事項】

◆意匠法第42条

(登録料)

第四十二条 意匠権の設定の登録を受ける者又は意匠権者は、登録料として、第二十一条に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、次に掲げる金額を納付しなければならない。

一 (略)

二 第四年から第二十五年まで 毎年一万六千九百円

2 (略)

3 第一項の登録料は、意匠権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

4・5 (略)

本条は登録料を定めたものである。今般、意匠権の存続期間が「設定の登録の日から二十年」から「意匠登録出願の日から二十五年」に変更されたことに伴い、第42条第1項第2号において「第二十年」としていたものを「第二十五年」と改正した。この改正においては、20年目から25年目までの登録料については、4年目から20年目までの登録料と同額とした。これは平成18年改正時と同様に、意匠権は、技術ではなく美的な物品のデザインに対して与えられる権利であることから、権利を早期に手放すことを促進する政策的必要性は特許権に比較して強くないと考えられたためである。

◆意匠法第60条の21

(国際意匠登録出願の個別指定手数料)

第六十条の二十一 (略)

2 国際意匠登録出願又は国際登録を基礎とした意匠権が基礎とした国際登録についてジュネーブ改正協定第十七条(2)の更新をする者は、個別指定手数料として、一件ごとに、八万四千五百円に相当する額を国際事務局に納付しなければならない。

3 (略)

本条は、国際意匠登録出願の個別指定手数料の額及び納付手続について規定したものである。第60条の21第2項では、国際意匠登録出願又は国際登録を基礎とした意匠権が基礎とした国際登録について国際登録の更新をする場合の個別指定手数料の納付について規定している。ここで、国際登録の更新は、ジュネーブ改正協定第17条(1)及び(2)の規定により、5年ごとに行うものとされており、また、締約国内での意匠権の存続に当たっては、ジュネーブ改正協定第17条(2)及び(3)の規定により5年ごとに所定の手料の支払いにより国際登録を更新しなければならない。従来の制度においては、我が国特許庁における審査等の手続はWIPO国際事務局における国際登録の日（及び国際意匠登録出願の日）の後となるため、国際登録の日と国内での意匠権の設定登録の日との間には時点のズレが必ず生ずることとなり、国内での意匠権を20年間存続させる場合、実際には国際登録を20年間以上の期間にわたって更新することが必要となっていた。このため、国際登録の日から15年を経過した後にする国際登録の更新については、個別指定手数料の納付を不要なものとすることにより、20年分の意匠権の維持料と等価の料金を徴収することとしていた。

今般、意匠権の存続期間の終期の起算日を出願時に変更したことに伴い、国際登録の日と国内での意匠権の設定登録の日との間に時点のずれが生じ

ることがなくなることから、国際登録の日から15年を経過した後にする国際登録の更新については個別指定手数料の納付を不要なものとする規定を削除した。

◆意匠法第60条の6

(国際出願による意匠登録出願)

第六十条の六 日本国をジュネーブ改正協定第一条(xix)に規定する指定締約国とする国際出願であつて、その国際出願に係るジュネーブ改正協定第一条(vi)に規定する国際登録(以下「国際登録」という。)についてジュネーブ改正協定第十条(3)(a)の規定による公表(以下「国際公表」という。)がされたものは、経済産業省令で定めるところにより、ジュネーブ改正協定第十条(2)に規定する国際登録の日にされた意匠登録出願とみなす。

2・3 (略)

本条は、所定の要件を満たす国際出願を国内の意匠登録出願(国際意匠登録出願)として処理するための規定である。今般、意匠法第60条の21第2項の改正に伴い、第1項に形式的な改正を行った。